

山口市森林環境活動サポート支援機械貸付実施要領

平成28年12月9日

(目的)

第1条 この要領は、森林ボランティア活動の支援のために導入した粉砕機（以下「機械」という。）の貸付けに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付範囲)

第2条 この機械の貸付対象となる者は、森林整備活動を目的とする市内のボランティア団体、NPO法人又は自治会等であって、県が実施する機械の安全操作に係る講習会等を受講した者が所属する団体とする。

2 この機械の貸付対象となる作業は、前項に規定する者が行う繁茂竹林の整備等の森林ボランティア作業とする。

(貸付手続)

第3条 前条第1項に規定する団体が、機械を使用しようとするときは、機械借受申請書（様式第1号）に使用場所及び保管場所の位置図を添えて、借受けようとする日の10日前までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、当該申請書を提出した者に対し貸付けを行う場合にあっては、その旨を機械貸付承認書（様式第2号）により、機械借用証（様式第3号）と引換えに機械を引渡すものとする。

(貸付期間)

第4条 機械の貸付期間は、前条の規定により貸付けを行う旨を通知された者（以下「借受者」という。）が機械の引渡しを受け、その引渡しを完了した日から当該機械を返還した日までとする。

2 前項の貸付期間は、14日間を限度とする。ただし、貸付期間を延長したい場合は、事前に機械借受変更申請書（様式第1号）を第3条第1項の規定により提出し、機械貸付変更承認書（様式第2号）により承認を受けることができるものとする。

3 機械の貸出し及び返却時間は午前8時30分から午後5時15分の間とする。（土日祝祭日は除く）

(貸付料)

第5条 機械の貸付けは無償とする。

(貸付条件)

第6条 市長は、機械を貸付ける場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 貸付機械の借受け、稼働及び返還に要する一切の費用は借受者の負担とする。

(2) 借受者は、借受けた機械の使用及び保管について、善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

(3) 借受者は、使用責任者1名を定め、当該責任者に使用中の事故防止について万全を期させなければならない。

- (4) 借受者は、使用記録を機械使用簿（様式第5号）に整理するとともに、使用日毎の始業点検と使用最終日の終業点検を機械整備点検簿（様式第6号）により行うものとする。
- (5) 借受者は、借受けた機械を転貸してはならない。
- (6) 借受者は、機械を使用目的及び指定された使用場所以外で使用してはならない。
- (7) 借受者は、機械の貸付期間満了の日までに、所定の場所に返還しなければならない。
- (8) 借受者は、借受けた機械を損傷し、滅失又は損壊したときは、直ちにその内容と理由を市長に報告し、市長の指示に従わなければならない。
- (9) 借受者は、使用上の不注意又は故意の過失等により借受けた機械を損傷し、滅失又は損壊したときは、相当の弁償をするか又は原状に復さなければならない。
- (10) 市長は、必要があると認めるときは、実地調査し、若しくは借受者に対しその借受けに係る機械の使用及び保管の状況について報告を求め、当該機械の維持、管理及び返還に関して必要な指示をすることができる。

（事故等の届出）

第7条 借受者は、機械の借用期間中に事故が発生し、又は第三者に損害が生じたときは、速やかに機械使用事故報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事故発生場所位置図

(2) 現場状況及び毀損箇所の分かる写真

2 借受者の責めに帰すべき理由により、事故が発生し、又は第三者に損害が生じたときは、借受者の負担と責任においてこれを処理するものとする。

（返還）

第8条 借受者は、借受けた機械を返還しようとするときは、市長の指定する者の立会いのもと、所定の場所において機械を引き渡すとともに、機械使用実績報告書（様式第4号）に機械使用簿（様式第5号）及び機械整備点検簿（様式第6号）を提出しなければならない。

2 市長は、借受者が次の各号に該当するときは、当該借受者が借受けた機械を返還させることができる。

(1) 提出した申請書に虚偽の記載があった場合。

(2) この要領に定める事項に違反した場合。

(3) 前2号に掲げるもののほか、借受者に貸付不相当と認められる行為があった場合。

（貸付簿の管理）

第9条 市長は、機械貸付簿（様式第8号）により貸付状況を管理するものとする。

（業務の委託）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、業務の一部を適当と認めるものに委託することができるものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年12月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年2月19日から施行する。